

陽だまり倶楽部 介護の相談室 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社陽だまり倶楽部が開設する陽だまり倶楽部介護の相談室（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者 に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正・中立に行う。

3 事業所は、市町村、地域の保健・医療・老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

4 事業所は、地域包括支援センターから求めがあった場合は地域ケア会議に参加し、地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 陽だまり倶楽部介護の相談室

（2）所在地 滋賀県東近江市北花沢町 1812

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者：1名（主任介護支援専門員、介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所における介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（2）介護支援専門員：2名（常勤職員2名、内1名は管理者と兼務）

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるようサービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- (2) 休日 土曜日、日曜日、祝祭日
 冬期休暇(12月29日～1月4日)
 夏期休暇(8月14日～8月15日)
- (3) 営業時間 9時00分から17時00分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所は、事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 使用する課題分析票の種類は、利用者の状況を勘案し書式化されたアセスメント方式を使用する。
- (3) サービス担当者会議の開催は、事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所(テレビ電話装置等の活用を含む)において開催する。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、月1回以上必要に応じて訪問するものとする。

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護支援サービス計画(ケアプラン)の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いを受けないものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、実施地域を超えて路程1キロメートル当たり以下の金額を実費として徴収する。

- (1) 実施地域を超えて、片道おおむね10キロメートル未満：300円
- (2) 実施地域を超えて、片道おおむね10キロメートル以上：500円

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に説明を行った上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 事業所の通常の事業の実施地域は、東近江市及び愛荘町の区域とする。

（職員の研修及び倫理等）

第 10 条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、研修計画の作成、研修の実施、計画的な人材育成に努めるよう業務体制を整備する。

2 事業所は、多様な評価の手法を用い、提供する事業の評価を行い、常にその改善を図りより良いサービスを提供するものとする。

3 職員は、職務上知り得た秘密を保持しなければならない。

4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

5 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社陽だまり倶楽部と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（虐待防止のための措置）

第 11 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止に関する責任者の選任（選任者：松野有加里）

（２）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的な研修の実施

（３）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

3 事業者は、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

（業務継続計画の策定等）

第 12 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画・BCP）を策定し、定期的な研修及び訓練を実施するものとする。

（成年後見制度の活用支援）

第 13 条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるよう支援する。

（事故発生時における対処方法）

第 14 条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速や

かに市町村、利用者、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業者は、指定居宅介護支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業者は、前項の損害賠償のため、損害賠償責任保険に加入する。

（苦情解決体制の整備）

第 15 条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じる。

2 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関し市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に対して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（暴力団の排除）

第 16 条 事業者は、居宅介護支援の事業活動により暴力団の活動を助成し、又は暴力団の運営に資することのないよう暴力団を排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備する。

（その他運営に関する留意事項）

第 17 条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。